

平成29年度 第2回石狩市北石狩衛生センター運営モニタリング会議 別冊資料

日時：平成29年12月14日（木）

場所：石狩市北石狩衛生センター 会議室

石狩市

平成29年度第2回石狩市北石狩衛生センター運営モニタリング会議

別冊資料一覧

資料-①	北石狩衛生センター長期包括的運営管理委託事業に係る 事業実施状況の確認計画書（モニタリング計画）（改定版）案	P1～12
資料-②	年間運転計画・維持管理計画の確認通知書（案）	P13～14
資料-③	事業実施状況の確認通知書（案）	P15～17

北石狩衛生センター
長期包括的運営管理委託事業に係る
事業実施状況の確認計画書
(モニタリング計画)
(改定版) 案

平成 30 年 3 月
石 狩 市

事業実施状況の確認計画書（以下「同計画書」という。）は、平成24年4月1日から「北石狩衛生センター長期包括的運営管理委託事業」を実施するにあたり、事業契約書（契約条項 第25条、第38条）の規定に基づき作成するもので、業務実施状況が要求水準書、事業提案書及び事業契約書に定める水準を満し、適正かつ確実な公共サービスの提供がなされているか確認・評価を行うことを目的に策定する。

1. 確認・評価時期

事業者が毎日作成する日報及び、月に1度提出される月次業務報告書（月報）並びに、モニタリング職員による巡視等に基づき、業務実施状況を確認・評価し、翌月10日までに当該月の確認結果を事業者に通知する。また、必要がある場合には随時確認を行う。

2. 確認・評価組織

平成25年度以降、知識と経験を有する職員を確保できないことから、専門のコンサルタント会社にモニタリング業務を委託し、そのモニタリング結果報告を基に評価を行う。

3. 確認・評価内容

確認・評価内容については、別紙「北石狩衛生センター運営管理業務実施状況評価表」に基づき行う。

また、各事業年度の四半期毎に、財務状況報告書を提出してもらい、必要に応じ報告を求める事ができる。

4. 確認・評価手続

当該月の確認結果を、別紙「事業実施状況の確認通知書」により事業者に通知する。

なお、業務実施状況が、水準を満たさない場合には契約条項 第38条（別紙38. 1・38.

2) 基づき是正勧告を行うことができる。

是正勧告後に改善措置が認められない場合は、再度の是正勧告及び委託料の減額の手続きを行うことができる。

5. 確認様式等

- ① モニタリング要領
- ② 事業実施状況の確認通知書
- ③ 北石狩衛生センター運営管理業務実施状況評価表

北石狩衛生センター 長期包括的運営管理委託事業

モニタリング要領

1 モニタリングの方法

(1) 業務報告書等の提出

事業者は、下表一覧表を基に作成した各種業務報告書等を市に提出する。

表-1 報告書及び添付資料一覧

目 次	添付資料
1 施設運営の状況 ・ 主要データー(毎月) ・ 運営維持管理の概況 ・ 運営管理状況の資料 ・ 運転管理計画 ・ 埋立状況及び計画	・ 焼却施設の運転管理記録 ・ 破碎施設の運転管理記録 ・ 搬出量動向 ・ 管理等(焼却・破碎施設)設備点検記録 ・ 最終処分場運転管理記録 ・ 消防設備点検報告(年2回)
2 環境保全 ・ 環境保全計測データー	・ 測定業務報告 ・ 分析業務報告
3 運転データー ・ 運転報告 ・ 搬出業務報告 ・ 計量記録報告	・ 運転データー ・ 計量記録月報・年報 ・ 廃蛍光管、廃乾電池処理記録
4 用役管理 ・ 薬品受払報告 ・ 電気・水道使用実績報告	・ 薬品受払簿報告 ・ 電気・水道使用量実績報告
5 分析業務 ・ 各種分析業務報告	・ 分析業務報告(毎月:焼却灰) ・ 分析業務報告(年4回:ごみ質分析) ・ 分析業務報告(年2回:ごみ組成調査) ・ 飛灰の溶出試験 ・ 最終処分場の処理水質報告
6 点検・補修実績、修繕・補修計画等 ・ 業務実績、工程表 ・ 定期点検実施報告書 ・ 修繕・補修業務計画書	・ 修繕・補修状況報告(写真等) ・ 浸出水処理点検表 ・ クレーン点検表 ・ 安全管理点検表
7 各設備機器の点検・整備、運転状況 ・ 事業所安全衛生会議等の実施状況報告 ・ 付帯設備点検報告 ・ 清掃業務報告 ・ 構内緑地の管理状況報告 ・ ダイオキシン作業記録	・ 事業所安全衛生会議等の実施状況報告 ・ 安全器具等の点検記録 ・ 第二種圧力容器自主点検報告 ・ 災害予防等の自主検査表 ・ 消防設備点検記録(総合・機器点検)

(2) 業務実施状況の確認・評価

市は、事業者から提出された各種業務報告書等を基に、業務の実施状況を確認・評価する。また、必要に応じ業務の遂行状況を直接確認・評価することができる。

なお、事業者から提出される各種事業計画書、修繕補修計画書又は業務報告書等の確認又は承認等を行うが、市は確認又は承認等を行った結果についての責任は一切負わない。

表－2 確認・評価

	事業者	石狩市
日 常	各業務の遂行状況を業務日報等にまとめ市に提出する。	業務日報等を確認する。
毎 月	業務日報、運転管理簿を基に、毎月業務報告書を作成し市に提出する。	業務報告書を確認し、業務水準の確認・評価
随 時		その他必要に応じ不定期に直接確認し業務水準の確認・評価

- ① 市は、毎月、別紙「北石狩衛生センター業務実施状況評価表」の項目について業務実施状況の確認を行う。
- ② 市は確認結果を毎月作成し事業者へ通知する。
- ③ 「北石狩衛生センター業務実施状況評価表」において「問題あり」の項目があった場合は、速やかに改善方法について事業者と協議するものとし、当該評価が繰り返し発生する場合、市は契約条項第38条に従い是正勧告を行うことができる。なお、再度の是正勧告に関して、市が必要と認める場合はその内容を公表することができる。

(3) 業務実施状況の説明機会について

業務報告書（毎月）を事業者から受取る際に、報告内容についての説明の場を設けることができるものとする。

(4) 財務状況の確認

市は、公共サービスの要求水準の確保や事業継続性を担保するため、事業者が安定的かつ継続的な施設運営が可能な財務状況にあることを確認する。

確認の方法は、市が指定する日までに事業者から提出される監査済みの財務諸表によるものとし、本事業の実施に重大な影響がある事象が確認された場合には、事業者に対し追加資料の提出、当該事象についての報告、説明を求めるほか、必要に応じ専門家による調査・確認を実施する。

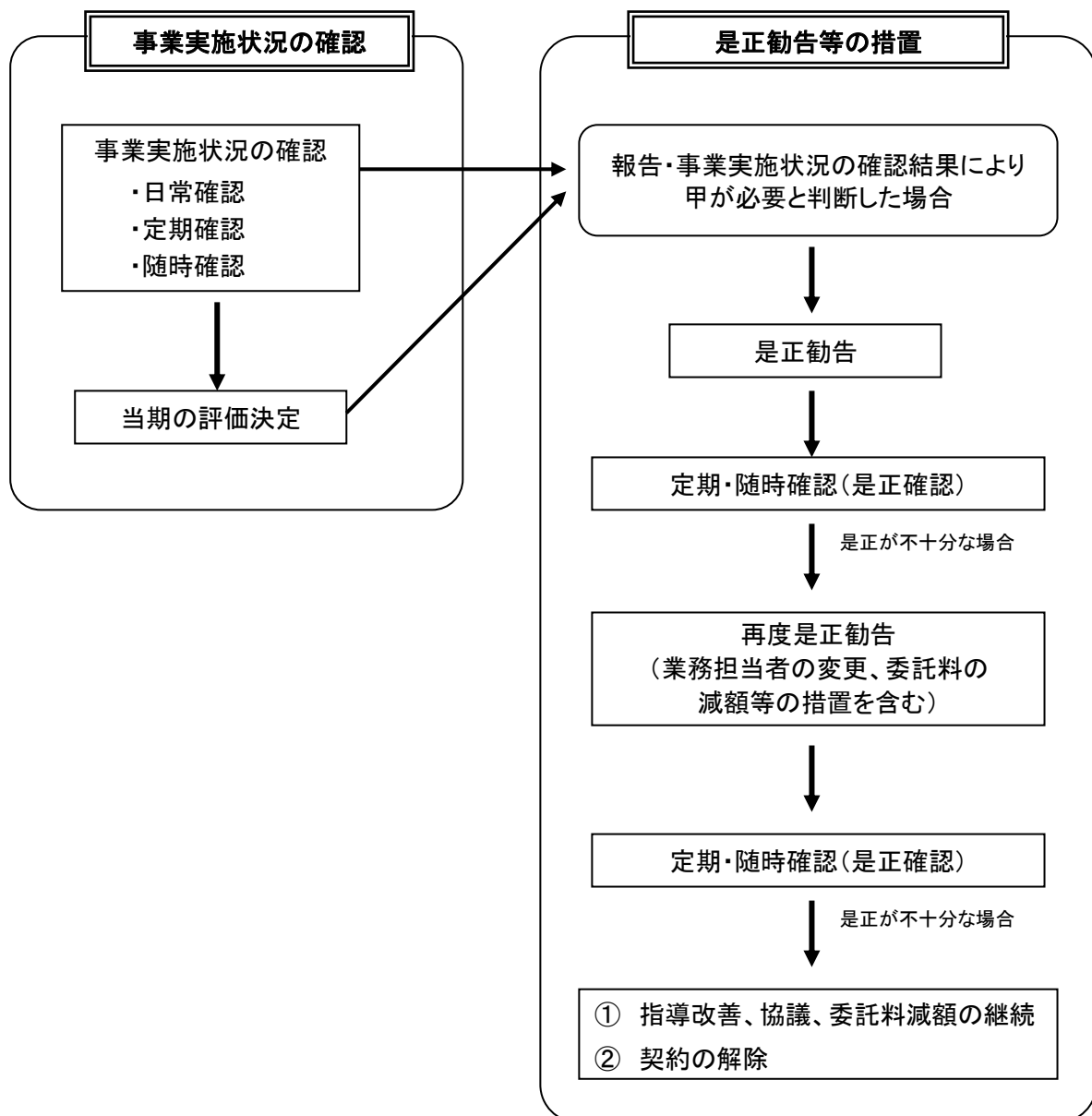
【提出を要する財務諸表】

- ① 監査報告書 ② 貸借対照表 ③ 損益計算書 ④ キャッシュフロー計算書
⑤ 利益処分計算書 ⑥ 財務諸表付属明細書 ⑦ 資金繰り表

2 業務不履行に関する手続

業務不履行に関する手続については、契約条項 第38条（別紙 38.1）及び、契約条項 第38条（別紙 38.2）に基づき下記の措置を行う。

業務不履行に関する手続について



措置の内容		手続の概要
是正勧告	1回目	業務水準低下の内容に応じて当該業務の是正を事業者に勧告する(改善方法及び改善期日を記した計画書又は是正勧告 は説明書の提出要求を含む。)。
	2回目	1 回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度勧告を行う。
業務担当者の変更要求	協力企業の変更要求	2 回の勧告を経て改善が認められない場合で、事業者が当該業務を協力企業に委託しているときには、甲は当該業務の業務担当者の変更請求を行うことができる。
	第三者への業務委託	勧告にもかかわらず改善が認められない場合で、当該業務を事業者自らが行っているときには、当該業務を甲が指定する第三者に委託又は請負せしめることができる。
契約終了等	契約の解除	再度の勧告を経ても業務の改善が認められない場合で、甲が乙との契約継続を希望しないときには、本件契約を解除することができる。

委託料減額の手続及び方法

下記の定めに従い、再度の是正勧告に係る同センターに関する委託料を減額する。

① 減額の対象

減額の対象となる支払は、同センターに関する委託料のうち固定費分とする。

② 減額の決定過程

本件契約に規定する業務実施状況の確認の結果、甲が再度の是正勧告を行った場合、当該事象に対して勧告を行った日を起算日（同日を含む。）として、当該勧告の対象となる事象が解消される日まで、1日（1日未満は1日とする。）につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。また、1事象に対して、1つの是正勧告を行い、複数の事象については、複数の是正勧告を行うこととし、各事象につき、それぞれ累積ペナルティポイントをカウントする。

③ 減額の決定

甲は、各月末時点の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該月に関する当該施設に係る委託料の固定費分につき、以下の該当箇所に規定される減額措置を実施する。なお、15日以内に業務の改善が行われる見込みがないと合理的に判断される場合には、甲は、乙に対し、是正勧告が行われた日から改善が行われるまで、固定費の20%を減額する。

累積ペナルティポイント	減額措置の内容
1～15	減額なし
16～30	10%の減額
31～	20%の減額

④ 委託料の減額の積算例

<ケース1>

○ 4月分の委託料(固定費分)

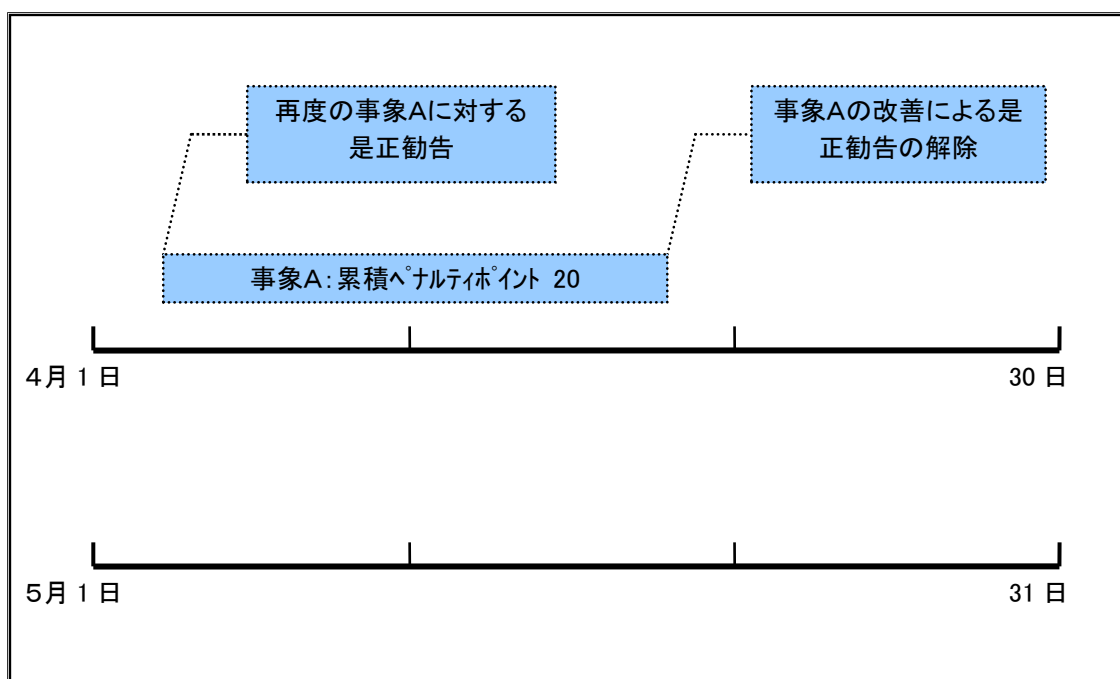
事象Aについては、甲が再度(2回目)の是正勧告を行った日から、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに20日を要したことから、4月末日における事象Aの累積ペナルティポイントは「20」となる。

この場合、4月の累積ペナルティポイントは、事象Aによるもののみであるため「20」となる。(「3 減額の決定」より減額率10%)
これにより、4月分の委託料は以下ようになる。

$$\text{減額後の4月分の固定費} = \text{減額前の4月分の固定費} \times (0.9 \times 20/30 + 1 \times 10/30)$$

○ 5月分の委託料(固定料金)

通常通りの委託料(固定料金)の支払いとなる。



＜ケース２＞

○ 4月分の委託料(固定費分)

事象Aについては、甲が再度(2回目)の是正勧告を行った日から、4月末日までに 12 日間経過していることから、4月の事象Aに関する累積ペナルティポイントは「12」となる。この場合、4月の累積ペナルティポイントは、事象Aによるもののみであるため、「3 減額の決定」より減額率なし。

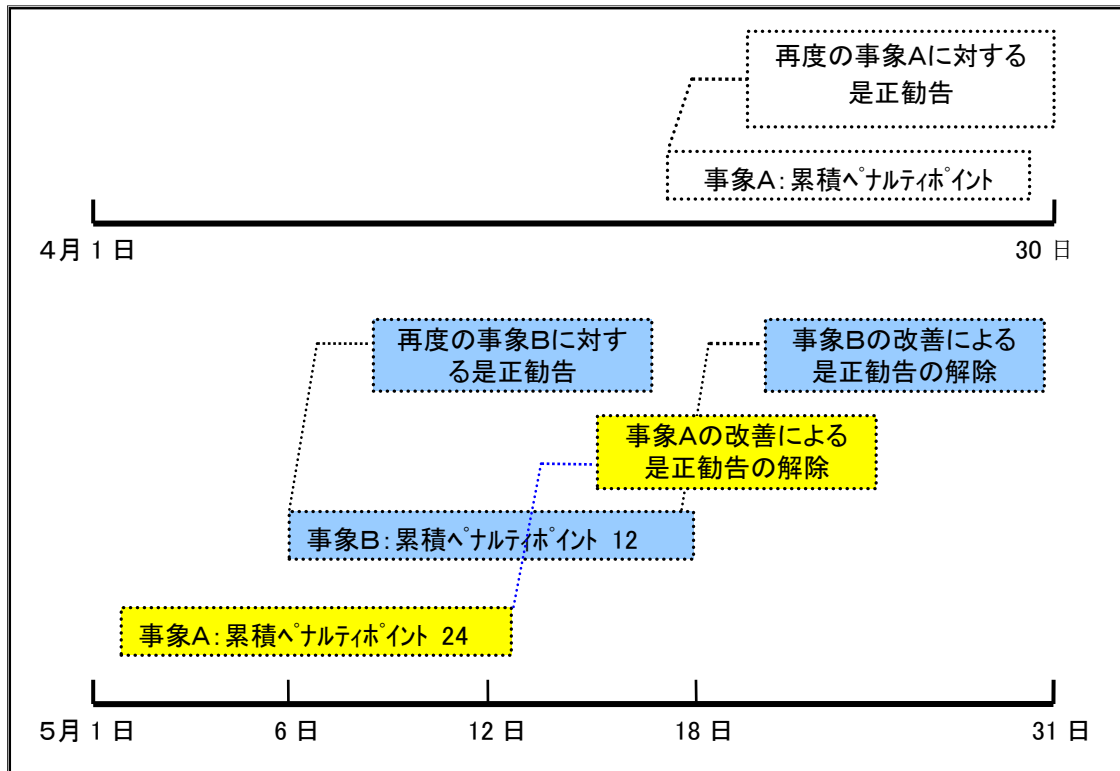
○ 5月分の委託料(固定費分)

事象Aについては、4月からの累積ペナルティポイントが「12」あり、5月についても当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに 12 日を要したことから、5月における事象Aの累積ペナルティポイントは「24」となる。

また、5月は新たに事象Bについて甲から再度(2回目)の是正勧告が発せられ、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに 12 日を要した。これにより、5月末日における事象Bの累積ペナルティポイントは「12」となる。この場合、5月の累積ペナルティポイントは、事象A、事象Bによるものを合計した「36」となる。(「3 減額の決定」により減額率20%)

また、減額対象期間は 18 日間であることから、5月分の委託料(固定費)は以下のようになる。

$$\text{減額後の5月分の固定費} = \text{減額前の5月分の固定費} \times (0.8 \times 18/30 + 1 \times 12/30)$$



3 モニタリング結果の公表

必要に応じ、モニタリング結果についてホームページ等で公表するものとする。

なお、公表にあたっては、原則として事業者から提出された業務報告書（月報）をもとに市が行ったモニタリング結果の内容を中心に公表するものとし、公表内容の詳細については事業者の保有する著作権、情報等の流失防止等に配慮し、別途、委託事業者と協議し決定するものとする。

平成 年 月 日

石狩三友メンテナンス株式会社
代表取締役 小松 燿 様

環境市民部ごみ・リサイクル課

平成 年度 年間運転計画・維持管理計画の確認通知書（案）

北石狩衛生センター長期包括的運営管理委託事業委託事業契約書（契約条項第 13 条）の規定に基づき提出された年間運転計画及び維持管理計画について、次のとおり確認したので通知いたします。

モニタリング結果	☐ 年間運転計画・維持管理計画に問題なし ☐ 年間運転計画・維持管理計画に問題あり
【コメント欄】	

年間運転計画・維持管理計画評価表 (平成 年度)

○問題なし ●問題あり

No	業務内容	結果
1	年間計画が適切であるか	
2	調達計画が適切であるか	
3	点検・検査計画が適切であるか	
4	修繕補修計画が適切であるか	
5	環境保全計画が適切であるか	
6	防火管理体制が整備されているか	
7	連絡体制が整備されているか	
8	施設警備・防犯体制が整備されているか	
9	運転管理体制が整備されているか	

【コメント欄】

平成 年 月 日

石狩三友メンテナンス株式会社
代表取締役 小松 燿 様

環境市民部ごみ・リサイクル課

平成 年 月期 事業実施状況の確認通知書（案）

北石狩衛生センター長期包括的運営管理委託事業の業務実施状況について、次のとおり確認したので、事業契約書（契約条項第 25 条）の規定に基づき通知いたします。

モニタリング結果	☐ 業務実施状況に問題なし ☐ 業務実施状況に問題あり（是正事項あり）
【コメント欄】	

北石狩衛生センター運営管理業務実施状況評価表

(平成 年 月期)

○確認/問題なし ●確認/問題あり ー該当なし

No	業務内容	結果
運転管理業務／計量棟に係る運転管理業務		
1	一般廃棄物、資源物、埋立物等の計量及び記録がなされているか。	
2	ごみ搬入車両の誘導・案内等が適切に行われているか。(現場確認)	
3	受付時間を遵守しているか。	
運転管理業務／焼却施設に係る運転管理業務		
4	一般廃棄物を適切に処理しているか。	
5	一般廃棄物の性状について定期的に分析・管理しているか。	
6	焼却灰、飛灰処理物等の性状について分析・管理しているか。	
7	施設の公害防止基準を遵守しているか。	
8	焼却灰、飛灰処理物等を最終処分場へ運搬しているか。	
9	他施設へ熱エネルギーを供給しているか。(現場確認)	
運転管理業務／破碎施設に係る運転管理業務		
10	一般廃棄物を適切に処理しているか。	
11	破碎可燃物を焼却施設へ搬出しているか。	
12	破碎残渣、破碎プラ固形物を最終処分場へ搬出しているか。	
13	鉄類、アルミ類、破碎残渣、破碎プラ固形物の計量をしているか。	
運転管理業務／最終処分場に係る運転管理業務		
14	埋立廃棄物を種別に記録しているか。	
15	埋立廃棄物を適切に埋立しているか。(現場確認)	
16	残余容量の測量を年1回以上実施しているか。	
17	浸出水処理後の放流水質は排水基準を遵守しているか。	
18	最終処分場周縁の地下水について分析・管理しているか。	

○確認/問題なし ●確認/問題あり —該当なし

No	業務内容	結果
維持管理業務		
19	計画に基づき施設の点検・検査を行っているか。〔計量棟〕	
20	計画に基づき施設の点検・検査を行っているか。〔焼却施設〕	
21	計画に基づき施設の点検・検査を行っているか。〔破碎施設〕	
22	計画に基づき施設の点検・検査を行っているか。〔最終処分場〕	
23	計画に基づき施設の点検・検査を行っているか。〔建築物〕	
24	計画に基づき施設の補修を行っているか。〔計量棟〕	
25	計画に基づき施設の補修を行っているか。〔焼却施設〕	
26	計画に基づき施設の補修を行っているか。〔破碎施設〕	
27	計画に基づき施設の補修を行っているか。〔最終処分場〕	
28	作業環境に関する調査・計測を行っているか。	
その他関連業務		
29	清掃を行っているか。(現場確認)	
30	植栽管理を行っているか。(現場確認)	
31	除雪・排雪を行っているか。(現場確認)	

【コメント欄】